

こ 支 家 第 4 3 号  
令 和 5 年 4 月 2 1 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官  
(公 印 省 略)

児童扶養手当給付費の国庫負担について

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 21 条に基づく国庫負担金の交付については、別紙「児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので、通知する。

なお、昭和 60 年 10 月 2 日厚生省発児第 150 号「児童扶養手当給付費の国庫負担について」は廃止する。

ただし、令和 4 年度以前の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

## 別紙

### 児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱

#### (通則)

- 一 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第21条に基づく国庫負担金の交付については、児童扶養手当法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の対象)

- 二 この負担金は、児童扶養手当法に基づき都道府県並びに市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「市等」という。）が支給する児童扶養手当に要する費用を交付の対象とする。

#### (交付額の算定方法)

- 三 この負担金の交付額は、都道府県及び市等が支弁した額から事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額に3分の1を乗じて得た額とする。

#### (交付の条件)

- 四 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。  
負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第1号による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

#### (申請手続)

- 五 この負担金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
    - ア 市等の長は、様式第2号による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
    - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、様式第3号に關係書類を添えて、毎年度開始前の2月末日までに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出して行うものとする。  
なお、令和5年度にかかる交付の申請については、令和5年4月26日までに行うも

のとする。

(2) (1) 以外の場合

様式第2号による申請書に関係書類を添えて、毎年度開始前の2月末日までに地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

(変更申請の手続)

六 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市等の長は、様式第4号による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、様式第5号に関係書類を添えて、毎年度の1月末日までに地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

様式第4号による申請書に関係書類を添えて、毎年度の1月末日までに地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

七 この負担金の交付の決定までの標準的期間は次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

都道府県知事は、五又は六による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に地方厚生(支)局長に提出するものとし、地方厚生(支)局長は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。(2)において同じ。))を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

地方厚生(支)局長は五又は六による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

八 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、市等に係る負担金について地方厚生(支)局長の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは市等の長に対し様式第6号又は様式第7号により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(国庫負担金の概算払)

九 国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものであること。

(実績報告手続)

十 この負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市等の長は、当該年度の事業が完了したときは、様式第8号による報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、様式第9号に关系書類を添えて、翌年度6月15日までに地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

当該年度の事業が完了したときは、様式第8号による報告書に关系書類を添えて、翌年度6月15日までに地方厚生(支)局長に提出して行うものとする。

(額の確定の通知)

十一 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、市等に係る負担金について地方厚生(支)局長の交付額の確定があったときは、市等の長に対し様式第10号により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(その他)

十二 特別の事情により、五、六及び十に定める手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

様式第1号

国庫負担金調書

令和 年度

〇〇厚生局所管

(地方公共団体)

国			地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額	負担率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担金相当額	支出済額	うち国庫負担金相当額	翌年度繰越額	うち国庫負担金相当額		

(作成要領)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
2. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

様式第2号

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
市 等 の 長

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について

標記について、次のとおり国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金  
所要額調書（様式第2号—付表1，付表2）
  - (2) 令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

様式第2号－付表1

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金所要額調書

都道府県名  
市等名

---

区 分	支払予定額(A) 円	寄付金その他の 収入額 (B) 円	差 引 額 (A-B) = (C) 円	国庫負担基本額 (C) = (D) 円	国庫負担所要額 (D) × 1/3 = (E) 円
児童扶養手当給付費					

(記入注意)

「支出予定額」覧には、様式第2号－付表2の「計」欄の「合計」の額を記入すること。

様式第2号一付表2

都道府県名  
市等名

所要額算定基礎

受給者（父・母・養育者）

区分	令和 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額												計	
		5 月		7 月		9 月		11 月		1 月		3 月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者															
加算額	2子加算														
	3子以降加算														
13条の2															
13条の3															
13条の2かつ 13条の3															
合計															

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。（ただし、2、3、4に該当する者は除く。）
2. 「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
3. 「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
4. 「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
5. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
6. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について

標記について、次のとおり国庫負担金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

なお、管内の市等の長から「令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金交付申請について」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、とりまとめて提出する。

1 申請額 金 円

内訳	
区 分	金 額
都道府県分	円
市等分	円
計	円

2 添付書類

- (1) 令和 年度児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書  
(様式第3号-付表1, 付表2)
- (2) 令和 年度児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書  
(様式第3号-付表3)
- (3) 令和 年度都道府県分歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

様式第3号—付表1

令和 年度児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書

都道府県名 \_\_\_\_\_

区 分	支払予定額(A) 円	寄付金その他の 収入額 (B) 円	差 引 額 (A-B) = (C) 円	国庫負担基本額 (C) = (D) 円	国庫負担所要額 (D) × 1/3 = (E) 円
児童扶養手当給付費					

(記入注意)

「支出予定額」覧には、様式第3号—付表2の「計」欄の「合計」の額を記入すること。

様式第3号一付表2

都道府県名

所要額算定基礎

区 分		令和 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額												計	
			5 月		7 月		9 月		11 月		1月		3月			
			延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者		人	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者																
加 算 額	2子加算															
	3子以降加算															
13条の2																
13条の3																
13条の2かつ 13条の3																
合 計																

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。(ただし、2、3、4に該当する者は除く。)
2. 「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
3. 「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
4. 「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
5. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
6. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第3号－付表3

都道府県名

令和 年度児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書

区分	支払予定額 (A) 円	寄付金その他の 収入額 (B) 円	差引額 (A) - (B) = (C) 円	国庫負担 基本額 (C) = (D) 円	国庫負担 所要額 (D) × 1/3 = (E) 円
〇〇市					
〇〇市					
〇〇町村					
合計 (〇〇市等)					

(記載上の注意)

1. この表は、市等の長から提出された様式第2号－付表1による所要額に基づいて作成すること。
2. 「合計」欄の「(〇〇市等)」については、申請のあった市等数を必ず記入すること。

様式第4号

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
市等の長

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について

標記について、令和 年 月 日 第 号により提出し、令和 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

- 1 今回追加（減額）交付申請額 金 円
- 2 変更を必要とする理由（具体的に記入すること）
- 3 添付書類
  - (1) 令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金  
変更所要額調書（様式第4号—付表1，付表2）
  - (2) 令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

様式第4号—付表1

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金変更所要額調書

都道府県名  
市等名

区 分	支払予定額(A) 円	寄付金その他の 収入額 (B) 円	差 引 額 (A)-(B) = (C) 円	変更後国庫負担 基本額 (C) = (D) 円	変更後国庫負担 所要額 (D)×1/3 =(E) 円	既交付決定額 (F) 円	差 引 変 更 所 要 額 (E)-(F)=(G) 円
児童扶養手当 給 付 費							

(記入注意)

「支出予定額」覧には、様式第4号—付表2の「計」欄の「合計」の額を記入すること。

様式第4号—付表2

都道府県名  
市等名

所要額算定基礎

受給者（父・母・養育者）

区分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部停止者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
13条の2						
13条の3						
13条の2かつ 13条の3						
合計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。(ただし、2、3、4に該当する者は除く。)
2. 「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
3. 「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
4. 「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
5. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
6. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第5号

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について

標記について、令和 年 月 日 第 号により提出し、令和 年 月 日第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

なお、管内の市等の長から「令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金変更交付申請について」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、とりまとめて提出する。

1 今回追加（減額）交付申請額 金 円

内訳			
区分	変更後国庫負担所要額	既交付決定額	差引所要額
都道府県分	円	円	円
市等分	円	円	円
計	円	円	円

2 変更を必要とする理由（具体的に記入すること）

3 添付書類

- 令和 年度児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金  
変更所要額調書（様式第5号－付表1，付表2）
- 令和 年度児童扶養手当給付費市等分負担金変更所要額市等別内訳書  
（様式第5号－付表3）
- 令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

様式第5号—付表1

令和 年度児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金変更所要額調書

都道府県名

区 分	支払予定額(A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差 引 額 (A)-(B) = (C)	変更後国庫負担 基本額 (C) = (D)	変更後国庫負担 所要額 (D)×1/3=(E)	既交付決定額 (F)	差 引 変 更 所 要 額 (E)-(F)=(G)
児童扶養手当 給 付 費	円	円	円	円	円	円	円

(記入注意)

「支出予定額」覧には、様式第5号—付表2の「計」欄の「合計」の額を記入すること。

様式第5号—付表2

都道府県名 \_\_\_\_\_

所要額算定基礎

受給者（父・母・養育者）

区 分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部停止者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
13条の2						
13条の3						
13条の2かつ 13条の3						
合 計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。(ただし、2、3、4に該当する者は除く。)
2. 「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
3. 「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
4. 「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
5. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
6. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第5号－付表3

都道府県名

令和 年度児童扶養手当給付費市等分国庫負担金変更所要額市等別内訳書

区分	支払予定額 (A) 円	寄付金その他の 収入額 (B) 円	差引額 (A) - (B) = (C) 円	変更後国庫 負担基本額 (C) = (D) 円	変更後国庫 負担所要額 (D) × 1/3 = (E) 円	既交付 決定額 (F) 円	差引変更 所要額 (E) - (F) = (G) 円
〇〇市							
〇〇市							
〇〇町村							
合計 (〇〇市等)							

(記載上の注意)

1. この表は、市等の長から提出された様式第4号－付表1による所要額に基づいて作成すること。
2. 「合計」欄の「(〇〇市等)」については、申請のあった市等数を必ず記入すること。

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金交付決定通知書

市 等 名

令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条 { 第1項の規定により、  
第3項の規定により、修正のうえ } 令和 年 月

日 第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- 負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和5年4月21日こ支家第43号こども家庭庁長官通知の別紙「児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の二に定める事業であり、その内容は、 { 令和 年 月 日申請書記載のとおり } である。  
{ 次のとおり }
- 事業に要する経費及び負担金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。  
事業に要する経費 金 円  
負 担 金 の 額 金 円
- 負担金の額の確定は、交付要綱の三に定める交付額の算定方法により行うものである。
- この負担金は、交付要綱の四に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の十に定めるところにより行わなければならない。
- この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金  
変更交付決定通知書

市 等 名

令和 年 月 日 第 号で交付決定された令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金については、令和 年 月 日第 号申請に基づき決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- 負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和5年4月21日こ支家第43号こども家庭庁長官通知の別紙「児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱」の二に定める事業であり、その内容は、  
{ 令和 年 月 日申請書記載のとおり }  
{ 次のとおり } である。
- 事業に要する経費及び負担金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加額	金	円
(今回減少額	金	円)
負担金の額	金	円
内今回追加交付額	金	円
(今回減少額	金	円)
- この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

様式第8号

番 号  
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
市等の長

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金に係る事業実績報告について

標記について、令和 年 月 日 第 号により交付決定を受けた標記負担金に係る事業の実績について、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 年度児童扶養手当給付費負担金精算書  
（様式第8号—付表1から付表5）
- 2 令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

様式第8号—付表1

令和 年度児童扶養手当給付費負担金精算書

都道府県名  
市等名

区 分	対象経費の 実支出額 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差 引 額 (A-B) = (C)	国庫負担基本額 (C) = (D)	国庫負担所要額 (D) × 1/3 = (E)	国庫負担 交付決定額 (F)	国庫負担金 受入済額 (G)	差引過不足額 (G) - (E) = (H)	
								超過額	不足額
児童扶養手当給付費	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記入注意)

1. 「対象経費の実支出額」欄には、様式第8号—付表2の「差引額(C)」欄の「計」の額を記入すること。
2. 「寄付金その他の収入額」欄には、様式第8号—付表2の「過年度分支払取消額」欄の「計」の額に、寄付金の額を加えた額を記入すること。

様式第8号—付表2

都道府県名  
市等名

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表

受給者（父・母・養育者）

区 分	対 象 経 費 の 実 支 出 額						過年度分支払取消額		備 考
	支 出 済 額(A)		現年度分支払取消にかかる 歳出戻入未済額(B)		差 引 額 (A) - (B) = (C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
13条の2									
13条の3									
13条の2かつ 13条の3									
合 計									

一部停止者については受給者別、対象児童別の手当額の内訳を添付すること。

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第8号—付表3及び付表4により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第8号—付表5により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。
4. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。(ただし、5、6、7に該当する者は除く。)
5. 「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
6. 「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
7. 「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
8. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第8号－付表3

都道府県名  
市等名

受給者等の月別状況

受給者（父・母・養育者）

区分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		13条の2	13条の3	13条の2かつ 13条の3	備考
			2子加算	3子以降加算				
年3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
年1月								
2月								
3月								
計								

（記入注意）

- 1.後段の3月は資格喪失等に伴う随時払分を記入すること。
- 2.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算児童数」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれを記入すること。（ただし、3、4、5に該当する者は除く。）
- 3.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 4.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 5.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 6.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第8号—付表4

都道府県名  
市等名

区分		支 払 調 整			受給者（父・母・養育者）	
		現年度分	過年度分	計	内 訳	
全部支給者	追加	円	円	円		
	減額	△	△	△		
	計					
一部停止者	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
加算額	2子加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
	3子以降加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
13条の2	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
13条の3	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
13条の2かつ 13条の3	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
合 計						

(記入注意)

- 1.「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。
- 2.「全部支給者」、「一部停止者」及び「加算額」欄には、該当する受給者分を記入すること。(ただし、3、4、5に該当する者は除く。)
- 3.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者分を記入すること。
- 4.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者分を記入すること。
- 5.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 6.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第8号—付表5

都道府県名  
市等名

現年度分支払取消額内訳

受給者（父・母・養育者）

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額	2子加算						
	3子以降加算						
13条の2							
13条の3							
13条の2かつ 13条の3							
合計							

(記入注意)

- 1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。(ただし、2、3、4に該当する者は除く。)
- 2.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 3.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 4.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 5.この表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。
- 6.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金に係る事業実績報告について

標記について、令和 年 月 日 第 号により交付決定を受けた標記負担金に係る事業の実績について、次の関係書類を添えて報告する。

なお、管内の市等の長から「令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金に係る事業報告について」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、とりまとめて提出する。

- 1 令和 年度児童扶養手当給付費負担金精算書（都道府県分）  
（様式第9号－付表1から付表5）
- 2 令和 年度児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等分別内訳書  
（様式第9号－付表6から付表10）
- 3 令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

様式第9号—付表1

令和 年度児童扶養手当給付費負担金精算書(都道府県分)

都道府県名

区 分	対象経費の 実支出額 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差 引 額 (A-B) = (C)	国庫負担基本額 (C) = (D)	国庫負担所要額 (D) × 1/3 = (E)	国庫負担 交付決定額 (F)	国庫負担金 受入済額 (G)	差引過不足額 (G) - (E) = (H)	
								超過額	不足額
児童扶養手当給付費	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(記入注意)

1. 「対象経費の実支出額」欄には、様式第9号—付表2の「差引額(C)」欄の「計」の額を記入すること。
2. 「寄付金その他の収入額」欄には、様式第9号—付表2の「過年度分支払取消額」欄の「計」の額に、寄付金の額を加えた額を記入すること。

様式第9号—付表2

都道府県名

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表(都道府県分)

受給者（父・母・養育者）

区 分	対 象 経 費 の 実 支 出 額						過年度分支払取消額		備 考
	支 出 済 額(A)		現年度分支払取消にかかる 歳出戻入未済額(B)		差 引 額 (A) - (B) = (C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については受給者別、対象児童別の手当額の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
13条の2									
13条の3									
13条の2かつ 13条の3									
合 計									

(記入注意)

- 1.「支出済額」欄は、様式第9号—付表3及び付表4により記入すること。
- 2.「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号—付表5により記入すること。
- 3.「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。
- 4.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。(ただし、5、6、7に該当する者は除く。)
- 5.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 6.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 7.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 8.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号－付表3

都道府県名

受給者等の月別状況（都道府県分）

受給者（父・母・養育者）

区分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		13条の2	13条の3	13条の2かつ 13条の3	備考
			2子加算	3子以降加算				
年3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
年1月								
2月								
3月								
計								

(記入注意)

- 1.後段の3月は資格喪失等に伴う随時払分を記入すること。
- 2.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算児童数」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。(ただし、3、4、5に該当する者は除く。)
- 3.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 4.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 5.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 6.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号—付表4

都道府県名

区分		支 払 調 整 ( 都 道 府 県 分 )			受給者 ( 父・母・養育者 )	
		現年度分	過年度分	計	内 訳	
全 部 支 給 者	追加	円	円	円		
	減額	△	△	△		
	計					
一 部 停 止 者	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
加 算 額	2子加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
	3子以降加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
13 条 の 2	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
13 条 の 3	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
13 条 の 2 かつ 13 条 の 3	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
合 計						

(記入注意)

- 1.「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。
- 2.「全部支給者」、「一部停止者」及び「加算額」欄には、該当する受給者分を記入すること。(ただし、3、4、5に該当する者は除く。)
- 3.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者分を記入すること。
- 4.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者分を記入すること。
- 5.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 6.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号—付表5

都道府県名

現年度分支払取消額内訳（都道府県分）

受給者（父・母・養育者）

区 分	支払取消額（A）		歳出戻入額（B）		差引歳出戻入未済額		備 考
	延 月 人 数	取 消 額	延 月 人 数	戻 入 済 額	延 月 人 数	戻 入 未 済 額	
全 部 支 給 者	人	円	人	円	人	円	
一 部 停 止 者							
加 算 額	2子加算						
	3子以降加算						
13条の2							
13条の3							
13条の2かつ 13条の3							
合 計							

（記入注意）

- 1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。（ただし、2、3、4に該当する者は除く。）
- 2.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 3.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 4.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 5.この表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。
- 6.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

令和 年度児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書

区分	対象経費の 実支出額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A)－(B)＝(C) 円	国庫負担 基本額 (C)＝(D) 円	国庫負担 所要額 (D)×1/3＝(E) 円	国庫負担 交付決定額 (F) 円	国庫負担 受入済額 (E)－(F)＝(G) 円	差引過不足額 (G)－(E)＝(H)	
								超過額 円	不足額 円
〇〇市									
〇〇市									
〇〇町村									
合計 (〇〇市等)									

(記載上の注意)

1. この表は、市等の長から提出された様式第8号－付表1による所要額に基づいて作成すること。
2. 「合計」欄の「(〇〇市等)」については、申請のあった市等数を必ず記入すること。

様式第9号－付表7

都道府県名

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表(市等分)

受給者（父・母・養育者）

区 分	対 象 経 費 の 実 支 出 額						過年度分支払取消額		備 考
	支 出 済 額(A)		現年度分支払取消にかかる 歳出戻入未済額(B)		差 引 額 (A) - (B) = (C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については受給者別、対象児童別の手当額の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
13条の2									
13条の3									
13条の2かつ 13条の3									
合 計									

(記入注意)

- 1.「支出済額」欄は、様式第9号－付表8及び付表9により記入すること。
- 2.「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号－付表10により記入すること。
- 3.「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。
- 4.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。（ただし、5、6、7に該当する者は除く。）
- 5.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 6.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 7.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
8. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号－付表8

都道府県名

受給者等の月別状況（市等分）

受給者（父・母・養育者）

区分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		13条の2	13条の3	13条の2かつ 13条の3	備考
			2子加算	3子以降加算				
年3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
年1月								
2月								
3月								
計								

（記入注意）

- 1.後段の3月は資格喪失等に伴う随時払分を記入すること。
- 2.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を、「加算児童数」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。（ただし、3、4、5に該当する者は除く。）
- 3.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 4.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 5.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 6.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号—付表9

都道府県名

区分		支 払 調 整 ( 市 等 分 )			受給者 ( 父・母・養育者 )	
		現年度分	過年度分	計	内 訳	
全部支給者	追加	円	円	円		
	減額	△	△	△		
	計					
一部停止者	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
加算額	2子加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
	3子以降加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
13条の2	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
13条の3	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
13条の2かつ 13条の3	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
合 計						

(記入注意)

- 1.「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。
- 2.「全部支給者」、「一部停止者」及び「加算額」欄には、該当する受給者分を記入すること。(ただし、3、4、5に該当する者は除く。)
- 3.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者分を記入すること。
- 4.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者分を記入すること。
- 5.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 6.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号—付表10

都道府県名

現年度分支払取消額内訳（市等分）

受給者（父・母・養育者）

区分	支払取消額（A）		歳出戻入額（B）		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額	2子加算						
	3子以降加算						
13条の2							
13条の3							
13条の2かつ 13条の3							
合計							

（記入注意）

- 1.「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。（ただし、2、3、4に該当する者は除く。）
- 2.「13条の2」欄には、児童扶養手当法第13条の2による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 3.「13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 4.「13条の2かつ13条の3」欄には、児童扶養手当法第13条の2、第13条の3による支給制限を受けた受給者数を記入すること。
- 5.この表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。
- 6.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第10号

第 号

令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金交付額確定通知書

市 等 名

令和 年 月 日第 号をもって交付決定された令和 年度児童扶養手当給付費国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき令和 年 月 日 第 号をもって交付額が次のとおり確定されたので通知する。

確 定 額 金 円

「なお、確定の結果不足となる金 円を追加交付することとしたので通知する。」

(なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により令和 年 月 日までに返還することとなったので通知する。)

令和 年 月 日

都道府県知事

(施行注意)

超過交付を生じた市町村にあっては「 」内の字句にかえて( )内の字句を挿入する。